

平成 23 年 4 月

令和 7 年 4 月

少額契約の金額を改正

都市再生機構

少額契約におけるオープンカウンター方式の実施 について

当機構では、契約における更なる競争性、公平性、透明性を確保する観点から、少額契約（予定価格が少額（工事又は製作：400万円以下、財産買入：300万円以下、物件借受：150万円以下、その他：200万円以下）の契約）について、見積りの相手方を発注者が公募し、見積合せへの参加を希望する者からの見積書提出により、受注者を決定する「オープンカウンター方式」（公募型見積合せ方式）を実施することとしました。

昨年 11 月から 12 月までの試行実施の結果を踏まえ、新たに、①郵送による見積書提出を認める、②見積書提出と同時に業者登録申請手続を行うことにより、未登録業者であっても競争に参加できるように改善を図りました。

「オープンカウンター方式」に係る個別の見積合せの公示については、ホームページ上の各支社等の入札公告等に掲示されますので、そちらをご覧ください。

以上